

★★快適な住まいづくりを応援します！★★

令和元年 飛騨市住宅性能向上リフォーム補助制度

増改築・リフォーム工事を行う方に
最大**20万円**を補助します!!
(さらに住宅ローン活用で**3万円**を加算します)



昨年度に引き続き、飛騨市民が市内業者を利用して、現在住んでいる個人住宅のリフォームを行う方に対し、工事費用の一部を市が補助します。

補助対象者

飛騨市内に住所を有し、市税等の滞納がなく、自らが所有し居住する住宅もしくは、親又は子が所有し自らが居住する住宅で、リフォーム工事を行う方

対象となる住宅

飛騨市内にある住宅で、次のいずれかに該当すること

- ① 一戸建て住宅（住宅と同一棟となった車庫、物置を含む）
- ② 併用住宅（住宅部分の延床面積が全体の1/2以上あるもの）

補助対象工事

飛騨市内に本社もしくは支店・営業所を有する法人または市内の個人事業主が施工する工事で、次の全てを満たすこと

- ① リフォーム工事に要する費用（消費税等含む）のうち対象工事費が**30万円以上の工事**
 - ② 上記工事に住宅性能向上リフォーム^(※1)を含む工事
- ◆対象とならない工事については裏面を参照してください^(※2)
◆補助を受けられる回数は、住宅1戸につき1回限りです

補助金の額

対象工事費用の20% 上限額20万円（千円未満切り捨て）
加算額3万円（市内金融機関で300万円以上のローンを組んだ場合）

受付期間

令和元年5月1日～令和2年3月31日

◆予算範囲内の補助となりますので、受付期間中であっても受付を終了します

受付場所

飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課（西庁舎3階）

※郵送での受付は行ないません。お手数ですが直接お越しください

申請に必要な書類

- ② リフォーム工事計画書
- ② 工事請負契約書 又は 請書の写し（工事内訳書を添付）
- ③ 住宅の位置 及び 工事内容がわかる図面
- ④ 住宅全体 及び 工事施工箇所の着工前写真
- ⑤ 住民票（世帯用）
- ⑥ 工事を行う住宅の 固定資産税課税台帳の写し
- ⑦ 住宅性能向上を証明する書類（品質証明書等）の写し
- ⑧ 金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書）等の写し
- ⑨ 住宅の所有者が申請者以外の場合、申請者との関係を証する書類
- ⑩ 誓約書兼承諾書
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

※建築確認が必要となる工事の場合は建築確認済証の写し



※1 住宅性能向上となるリフォームとは

- 断熱性・遮熱性が向上するリフォーム
 - ・屋根の葺き替え、外壁の張り替え、塗装等
 - ・外窓、ガラスの交換、内窓の設置、ドアの交換等
- 省エネ設備へのリフォーム
 - ・高断熱浴槽、高効率給湯器の設置等
- その他リフォーム
 - ・段差解消、手すりの設置、廊下幅の拡張等
 - ・トイレの洋式化（便座のみの設置は対象外）
 - ・防犯カメラの設置（市のガイドラインの基づくもの）
- 市長が特に認めるリフォーム

※木造住宅耐震改修工事費補助制度と併せてリフォーム工事を行うことも可能。

※住宅購入支援助成制度と併せてリフォーム工事を行うことも可能。

※2 補助金の交付対象とならない工事

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| ① 賃貸の用に供する部分の工事（予定含） | ⑦ 造園、門扉、塀などの外構工事 |
| ② 倉庫、車庫等の部分の工事 | ⑧ 下水道接続の配管工事
（排水工事） |
| ③ 申請者自らが行う工事業者を伴わない
機器等の購入 | ⑨ 浄化槽設備の工事 |
| ④ 移動又は取り外し可能な製品（家具・家電等） | ⑩ リフォームを伴わない解体工事 |
| ⑤ 住宅部分以外の工事（店舗等） | ⑪ 他の補助制度を利用する部分の工事 |
| ⑥ 申請者が施工業者の場合の労務費 | ⑫ 移転補償費の対象となる工事 |

※対象の有無や、その他詳しい内容は下記までお問い合わせください。

◆◆◆ お問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆



飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課 住宅性能向上リフォーム窓口
 〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 西庁舎3階
 電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500
 E-mail toshiseibi@city.hida.lg.jp